

経費不正使用事案に関する調査結果の概要について

1. 経緯・概要

外部より情報提供があり、岩手大学経費不正使用防止規則（以下、「防止規則」という。）に基づき経費の不正使用に係る本調査委員会（以下、「調査委員会」という。）を設置し（設置日：令和4年4月1日）調査を行った。

2. 調査期間

令和4年4月1日 ～ 令和4年7月21日

3. 調査対象者

理工学部 教授 三好 扶（49歳）

4. 調査方法

調査対象者に対して、関係資料の提出を求めるとともに、関係者も含めて事情聴取等を実施し、不正使用の有無、不正使用の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査を行った。

<調査委員>

佐々木 強	理事（財務・労務担当）	委員長
宮本 ともみ	人文社会科学部教授	
清水 茂幸	教育学部教授	
八重樫 喜陽	地域連携推進課長	
櫻田 忠幸	経理課長	
八木橋 伸之	弁護士（学外）	

5. 調査結果

①謝金

調査対象者が指導学生に実態を伴わない謝金の請求を行わせた。更に、指導学生を介した現金の還流行為があった。

②旅費

経費不正は見受けられなかった。

③物品購入・役務関係

経費不正は見受けられなかった。

○不正に支出された経費等の額

不正使用額	不正使用が行われた年度
973,710 円	H29、H30、R1、R2、R3 年度

以上から、調査対象者が意図的に経費の不正使用を行っており、指導学生を介して現金の還流行為を行い研究室のプール金となっていたことから、不正使用及び不適切な行為があったと認定した。使途としては、研究室の消耗品の購入や指導学生の旅費相当額に充当していた外、調査対象者が、飲食を伴う会合等の後に帰宅時に要したタクシー代であった。このタクシー代の支出について調査対象者は、私的流用を認めており、研究室で保管されていた帳簿、領収書からも確認されたことから私的流用が行われていたと判断した。

6. 発生要因及び再発防止策

<発生要因>

●調査対象者の倫理観の欠如及び学生に対する制度運用面の周知徹底の不足

調査対象者は岩手大学が受講を義務付けたコンプライアンス教育及び研究倫理教育を受講・修了しているほか、誓約書も提出しているにも関わらず、今回のような経費の不正使用及び不適切な行為を行った背景には、調査対象者の研究倫理及び行動規範遵守意識の欠如があった。

また、指導学生を介した行為となっているが、学生への制度運用面の徹底が不十分であり、不正に巻き込まれている認識が明確でない状態であった。特に学生が直接的に金銭を受領する旅費及び謝金に関する制度の基本的事項の周知徹底が不足していた。

<再発防止策>

(1) 構成員の意識改革と制度運用面の周知徹底

教職員に対して、改めて経費不正使用防止について、発生事例を踏まえ周知徹底する。また、学生に関しては、謝金や旅費の制度、ルール等の基礎的な部分の把握がされていない状況が明らかとなったことから、謝金、旅費の制度、ルール等の解説を学生向けのリーフレット等を作成して周知徹底し、学生の意識の向上を図る。これによって不正使用に巻き込まれてしまう状況を防ぐと共に抑止効果も高める。

(2) 学生謝金の業務実態確認の徹底

学生への謝金支出については、上記の啓発活動の他、事務部門による業務実態のモニタリングを実施することで業務実態の確認を徹底する。

7. 調査対象者への措置の内容

調査委員会の調査により、謝金を架空請求した事実及び指導学生を介した現金の還流行為が確認され、その使途に私的流用が含まれていることから、国立大学法人岩手大学職員就業規則及び国立大学法人岩手大学職員懲戒規則に基づき、懲戒処分（停職11月）を決定した。また、不正使用額等を調査対象者から返還させる措置を講ずる。なお、本件は私的流用が行われたことから告訴についても

検討した。検討においては、調査対象者が不正使用額を全額返還する意思を示していること、不正使用の金額等を総合的に考慮して告訴は行わないこととした。

【本件問合せ先】

岩手大学法人運営部財務課長 下屋敷

TEL : 019-621-6870

FAX : 019-621-6879